裁判員経験者意見交換会議事録(平成30年2月9日開催分)

司会者:これから裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。本日は お忙しい中、裁判所にお集まりいただきましてありがとうございます。

私は、大阪地方裁判所第14刑事部で裁判長をしております飯島と申しま す。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、裁判員制度が始まりましてもうすぐ9年となります。これまで本当にたくさんの裁判員の方に裁判所においでいただいて裁判員制度に参加していただきました。おかげさまで概ね順調に制度が進んでいるという状況です。私たち検察官、弁護士、そして裁判官は国民の皆様に裁判に参加していただきやすいように、事前に準備をして色々な工夫をしているつもりではありますけれども、実際においでいただいた皆様にとって本当に分かりやすかったのか、あるいは今後どのようなところを改善していくべきかということについては、経験された皆様の率直な意見をお聞かせいただいて今後に役立てていきたいと思っておりますので、本日は是非忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。

本日は強盗致傷の事件、あるいは性犯罪の事件を担当された皆様においでいただきました。それぞれの事件についてどんな審理だったのか、分かりやすかったのかどうか、その辺りについて積極的な御意見をよろしくお願いいたします。そして最後には守秘義務についての御感想もいただこうかと思っています。

本日は検察庁,弁護士会,そして裁判所からそれぞれ1名ずつ参加しておりますので,自己紹介を最初によろしくお願いいたします。

石川検察官:検察官の石川と申します。よろしくお願いします。

検察官は立証責任を持つ立場として、日々裁判員の皆さん、裁判官の皆さん にできるだけ分かりやすく理解していただけるように努力をしているつもりで はありますが、どの事件でもまだ工夫の余地があるだろうと思っていますの で、本日は経験者の皆さんから貴重な意見をいただき、私もまた学んでいきた いと思いますので、よろしくお願いいたします。

高山弁護士:弁護士の髙山です。

弁護人は刑事裁判の中で自分の依頼者である被告人にできる限り有利になるように、その人は罪を犯した人であってもできるだけ量刑が軽くなるようにというようなことを意識しながら弁護活動をしています。皆さんが経験された裁判員裁判の中で、弁護士の活動について、良いと思った点もあるかもしれませんし、ここは良くないなと思った点もあるかもしれません。そういったところをお聞かせいただければ、それを弁護士会に持ち帰っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

設樂裁判官:大阪地方裁判所の第15刑事部で裁判官をしております設樂と申します。よろしくお願いいたします。

裁判員を経験された皆様から意見を頂戴するという非常に貴重な機会ですので、裁判員裁判を運営していく裁判官として今後より良い裁判員裁判を行っていくために、是非皆様の貴重な御意見を聞かせていただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会者: それでは、まず、裁判員に選ばれたときにどんなお気持ちだったのか、 そして終わってみてどんな感想を持たれたのかというところで、ざっくばらん にお話しいただこうと思います。

では1番の方から、感想的なところで結構ですので御発言をお願いいたします。

裁判員経験者1:まず選ばれたときなんですけども、なかなか参加、経験できる ものではないというのを聞いていたのでちょっとびっくりしました。私の会社 の中でも経験した人はいないということを聞いていましたので、非常に貴重な 経験をさせてもらったなと思っております。

率直な感想としまして, 法廷などを経験させていただきまして, 検察側とか 弁護側とかお互いのプレゼンテーションをしているような感じで, 何か我々が ふだんやってる業務と余り変わらないなというようなイメージを受けたのが印 象です。とにかく貴重な経験させてもらったことで良かったなと思っています。

司会者: ありがとうございます。では2番の方、感想的なもので結構ですのでお願いいたします。

裁判員経験者2:私は、「あなたが今度の裁判員裁判の候補者に選ばれました」 というお手紙をいただいて、ここへ来て、抽せんで当たりました。大変勉強に なったと思っております。また機会があれば何回でもやらせていただこうと思 っております。

司会者:ありがとうございます。3番の方、お願いします。

裁判員経験者3:確か裁判員裁判の制度が始まった頃はニュースでも色々なところで目にすることがあったので、どういうものかを自分で色々見たり、調べたりすることがあったんですけれども、そこから何年も経っていましたのでちょっともう忘れてしまっていました。最初に候補者に選ばれましたという連絡がきたときに、改めて、もしかしたら選ばれるかもしれないという可能性があったので、そこからもう一度、どういうものだったかなというのを見返すような形で参加させていただくことになりました。

凶悪な事件で自分のトラウマになってしまうような、そんな証拠を目にしないといけないんじゃないかとか、すごく不安なところもあったんですけど、実際にはそういったものはありませんでした。実際に参加してみて皆さんと色々な意見交換をしたり、裁判所に来ることも初めてだったので本当に貴重な経験ができたということを感じました。会社でも、周りに裁判員を経験された方がいらっしゃらなかったので、もし私の経験が今後選ばれた方の何か参考になれば、お話できる範囲で皆さんに、そんなに分かりにくいものではないし、分かりやすく進めてもらえるよということを教えてあげられたらいいなと思いました。

司会者:ありがとうございます。

裁判員制度が始まったころに裁判所でも一生懸命広報活動をしまして、最近

も努力はしてるつもりなんですが、やはり足りないということがよく分かりました。ありがとうございます。

それでは4番の方、よろしくお願いいたします。

裁判員経験者4:最初,裁判員に選ばれたときに,全く他人事というか,そういう裁判とかあるいはこういう裁判所に来るとかっていうことは一生ないだろうなと思っていたので驚いたというのが正直なところです。それで決まったわけじゃなくて,こちらに来させていただいて,もう一度抽せんによる選抜があるということで,最終的に選ばれたことに二重の驚きがありました。もちろん当たり前なんですけど,法律の専門的な知識はございませんので,裁判をやっているうちに,人間としての倫理観というか,そういうものをすごく喚起させられました。これはどちらかというと裁判員裁判に出た後のことなんですけど,私の扱った案件が性犯罪関係の事案でしたので,我々の方も結構防御しないといけない部分があるなということをすごく感じまして,周りではそういうふうなことを注意喚起しています。

司会者:ありがとうございます。では5番の方どうぞ。

裁判員経験者5:裁判員裁判というのは、テレビや新聞の中等、全然身近に感じられない遠いところで行われていることだとずっと思っていたんですけど、ある日夕飯を作っていたら家族から「えらいところから書類来てますよ。」と言われて、初めて裁判員の候補になったことを知って、それでも選ばれることはないってずっと信じてたんですけど、こちらに抽せんで来てしまいました。面接を受けて電光掲示板でナンバーが出たときはものすごく、何か子供の大学受験の発表を見たときぐらいの衝撃がありました。

実際当たって、勤務先の上司に申し上げたら非常に理解もありまして、是非行ってくださいということだったんですけど、でも現場で一緒にやっている同僚たちは、「かわってもらえないのか。」とか、「そんなの辞退したらええねん。」とか、意外に厳しい対応を受けたかなと思いました。私の場合はパートだったのでまだ何とかなったんですけど、やっぱり正社員の方っていうのはな

かなかハードルが高いんじゃないかなと思います。実際本当に何も分からない中、来させてもらって、すごく裁判官の方が気を遣ってくださり、緊張をほぐしてくださったりして、大変凶悪な犯罪だったんですけれどもそんなに怖い思いもしなくて、とてもいい経験ができたなというふうに思っています。終わってから、余り理解のなかった職場の人たちにも、「やってきたの。」っていう感じで言われたんですが、意外に私よりも周りの方が守秘義務に気を遣っていて、「聞いたらあかんねんな。」という感じだったんですけれども、私は、「何とかなるんだったら、是非機会があったらさせていただいたらいいと思うよ。」っていうふうに皆に喚起している状態です。いい経験をさせていただきましてありがとうございました。

司会者:ありがとうございました。

今,最後におっしゃっていただいた点,経験したことを周りの方とかにお話ししていただきたいというのは,終わったときに大体申し上げているところで,それを実践していただいているというのは大変ありがたいことだと思ってます。ありがとうございます。

それでは本日のメインテーマの方に移っていきたいと思います。

今回は、強盗致傷又は性犯罪という事件を担当した方にお集まりいただきました。この2種類の事件は、被害者の人がいて、そしてけがをしているというところまでは共通だったわけですけれども、そのほかのところでは争点が違ったり、あるいは財産を狙った犯罪と性犯罪ということでの違いがあるのかもしれません。その辺りの違いを意識しながら、審理の流れに従って御意見を伺っていきたいと思っております。

では、まず裁判の審理の流れですが、どの事件でも最初に被告人の確認をして、検察官が起訴状の公訴事実を読み上げて、被告人に黙秘権の権利告知をして、事実について争いがあるのかどうかの意見を尋ね、弁護人も意見を述べて、そこから証拠調べの手続に入っていくという流れになっていたと思います。その証拠調べの最初の段階で、冒頭陳述、検察官、弁護人がそれぞれその

事件の審理でどういうことを証明したいのか、どういうところに注目して証拠 調べを見聞きしてほしいのかという点について意見を述べたと思います。その 冒頭陳述が分かりやすかったのか、あるいはもう少し改善した方がいいという ところがあるのか、この辺りについての御感想・御意見を伺っていきたいと思 います。

それでは1番の方,冒頭陳述の手続は、どのように聞かれましたでしょうか。

裁判員経験者1:内容的にもよくまとめられて、これで分かりやすい内容だったなとは思います。今回の事件のプロローグといいますか、争点とか、その後どういうところに気をつけて聞いていかなければいけないかとか、そういうのもよく分かったと思います。

司会者: 争点が幾つかあったようですけれども、そこの何が争いになっていて、 どういうところに注目していくのかというのが分かったということでよろしい ですか。

裁判員経験者1:はい。

司会者:恐らく最初の段階なのでかなり緊張されていたと思うんですけれども, そこは大丈夫でしたでしょうか。

裁判員経験者1:はい。大丈夫でした。

司会者:ありがとうございます。

では、2番の方、冒頭陳述が分かりやすかったかどうかという辺りはいかがでしょうか。

裁判員経験者2:私は分かりやすかったです。検察官の方がよく分かりました。

司会者:ありがとうございます。3番の方お願いいたします。

裁判員経験者3:内容は、メモを手元にいただいていましたので、分かりやすかったと思います。争点でないところにちょっと意識がいってしまったり、気になる部分があったんですけれども、今回どういうところをポイントにして、どういうところに注視しないといけないかというのがまとめてあったので、こう

いうものがあるととても分かりやすいと思います。

司会者: 今の御意見は検察官も弁護人も同じように分かりやすかったということでよろしいですか。

裁判員経験者3:はい。そうです。

司会者:例えばこの検察官の冒頭陳述メモは、一覧しやすいような形で、割と短い文章だったりすることが多くて、弁護人の方は少し長い文章だったりするわけですけれども、その辺り、どちらがいいというのはありますでしょうか。

裁判員経験者3:そうですね。こういった書類を目にすることもなかったので、 見やすさでは、文章になっているものより、検察官の方がポイントでまとめて いただいていて、流れとポイントが一覧できて、分かりやすいかなとは思いま す。

司会者: ありがとうございます。では4番の方, 冒頭陳述の関係はいかがでしょうか。

裁判員経験者4:弁護側もそれから検察側も、冒頭陳述に関しては非常に明確で 分かりやすかったという記憶があります。

司会者:冒頭陳述は、審理が始まってすぐだったと思うんですけれども、緊張した状態でも頭に入るような内容だったということですか。

裁判員経験者4:そうですね。非常に理路整然とまとめられていました。先ほどおっしゃられたみたいに、検察側の冒頭陳述のメモというのは割と箇条書きにされていて、弁護側の冒頭陳述は文章でした。そういう意味でいくと箇条書きにまとめられてる方が分かりやすいかなということはありました。

司会者:ありがとうございます。

では5番の方、冒頭陳述についての御意見・御感想をお願いいたします。

裁判員経験者5:ほとんど4番の方と同じなんですけれども、やっぱり弁護人の方と検察官の方の書いているところを読んでいると、それぞれの意図が読み取れるというか、同じ言葉を何回も使っていたりとか、そういうところがちょっと押されるっていうんですか、そういうのがあったので、やっぱり同じような

形態で出していただいた方が私たちみたいな素人には分かりやすいかなと思いました。

司会者:ありがとうございます。

せっかくですので検察官、弁護人に、ふだんどんなところを気をつけている のかということも含めて、今の御発言を伺って何か感想なり質問なりお願いで きますでしょうか。

石川検察官:検察官としては、冒頭陳述はやはり全体像をまず理解していただくというのと、そして事件のポイントは、争点があれば特にですけど、こういうところが争点で、検察官としてはこういうところをポイントとして考えていますというのを明らかにして、その後の証拠調べではこういうところを着目してほしいという、なるべく後々の証拠調べとつながるような形でしていけたらなというふうに考えてやっているところです。

司会者:では弁護士から何かありますか。

高山弁護士:弁護士は検察庁と違って組織ではないものですから、弁護士がそれ ぞれ自分で工夫をしてできるだけ分かりやすくしようとしているんですけれど も、先ほど御指摘がありましたとおり、割とふだんの業務で長い書面を書くの に慣れているというか、そういうことをしているものですから、どうしても書 面になってしまう弁護士が多いようです。

ちょっとお尋ねしたいのは、4番の方、5番の方の扱われた事件と、あと3番の方の事件では文章型のものが出ていますけれども、これはもう冒頭陳述をしているときに既にお手元にあって、これを見ながら弁護士の話を聞くという形だったんでしょうか。

司会者:4番の方,5番の方どうですか。

裁判員経験者4:ちょっとそれは記憶にはないんですけれども。

高山弁護士: どうしてもその文章でお配りした上で読み上げる感じになると、本 当に大学の講義を聞いているような形になってしまうので、そうするとやはり 検察官がされているような、一覧性のあるもので分かりやすくやった方が確か に記憶に残るし、後で見返しやすいのかなというふうには思っていて、弁護士側でも色々工夫はしているところです。今日のお話を聞いているとやはり検察官の方にどうやら軍配が上がっている感じなので、それは弁護士にも伝えたいと思います。ありがとうございます。

司会者:ほかに質問はありますか。

高山弁護士: 今,皆さんの事件のスケジュールを見せていただいたんですが、3 番の方の事件は、裁判員に選任されて1時間ぐらい説明を受けて、その後すぐに裁判が始まるという流れですね。ほかの皆さんを見ると、1番の方は選任手続から週をまたいで裁判が始まっていて、2番の方は選任されて数日後に裁判が始まっていて、4番の方、5番の方は翌日から始まっています。心の準備というか会社との関係の準備というのがあるかと思いますが、その辺り、それぞれ選ばれてから裁判が始まるまでの期間が、人によって差があるようですから、その辺りの感想を聞かせていただきたい。

司会者:では、まずは3番の方、どんな感じでしたでしょうか。

裁判員経験者3:ほかの方々も皆さん同じスケジュールで参加されたと思っていました。確かに急というか、一度見学に入らせてもらって、その後もう一度法廷に来るときには冒頭陳述の場面だったと思うので、精神的な負担は割とあったかなと思います。もう少し日にちが空いていたり、そういう時間があれば良かったかなというふうに思います。一緒に参加された方ともそういう話はしていました。確かに心の準備ができなくて緊張することもあって、こういうメモがあったのでもう一度見返したりできたんですけれども、そこはもう少しスケジュールは余裕があった方がいいと思います。

司会者:1番の方は少し間が空きましたね。いかがでしたか。

裁判員経験者1:第1回公判が選任手続の翌週だったということで、そういう心の余裕もあったことはあったんですけども、確か候補者として出頭する以前に、もう公判のスケジュールが提示されていたと思います。それもありまして会社に対してのスケジュールの提示もできましたので、特に問題はなかったで

す。

司会者: 2番の方は選任から始まるまでに間があって良かったですか。

裁判員経験者2:間があって良かったです。スケジュール表もいただいてました ので、大変気持ち良く参加できました。

司会者: 4番の方はいかがですか。

高山弁護士:翌日でしたね。

裁判員経験者4:今までの方と同様に、スケジュールというのをいただいてましたので、特に私が勤めているところに関しても、もし選ばれた場合には、ここからここまで仕事ができませんという調整はできました。それで自分が裁判員として裁判に参加することに関しては、先ほども申し上げましたとおり法律的な知識等はございませんので、その日のうちというのはちょっと困りますけども、翌日というのは、私としては、非常に適当な時間的余裕だったのかなっていうふうに感じております。

司会者:では5番の方いかがでしょうか。

裁判員経験者5:私も全く同感で、翌日で良かったかなと思います。準備はしや すかったです。

司会者:ありがとうございます。

人によっては、どうせするならすぐにした方がいいという方もいらっしゃるようですので、そういう感想もあることだけ御紹介しておきます。

冒頭陳述の関係は大体以上のところでよろしいでしょうか。

それでは、証拠調べの方に移っていきたいと思います。

証拠調べの進み方は経験された事件ごとに違っているとは思います。ただ、恐らく大体は証拠の書類の読み上げや写真を見ていただくというのが先にあって、その後証人尋問等に入っていくというものが多いかなというふうには感じています。

まず1番の方は、最初に証拠の書類の読み上げとか写真が出てきたと思いますけれども、この辺りは分かりやすかったでしょうか。いかがでしょうか。

裁判員経験者1:非常に分かりやすかったです。どういう状況でどうなったのか というものを写真で示されていて、それが分かりやすかったです。

司会者: 先にそういう証拠の書類を調べた後に証人尋問がありましたでしょうか。証人尋問は分かりやすかったですか。もう少しこういうところをやってほしいというのはありましたでしょうか。

裁判員経験者1:証人尋問は余りよく分からなかったですね。

司会者: それはどういうところに原因があったんですか。例えば質問の仕方がよく分からなかったとか、証人の方の答えがよく分からなかったとか、流れが何かよく分からなかったとか色々あると思うんですけど。

裁判員経験者1:流れが分からなかったといいますか、判決とか量刑とかを考えるに当たって、その証言がどう生かされるのかというところがよく分かりませんでした。

司会者: ありがとうございます。そこは、例えば冒頭陳述や証人尋問開始前に、 この証人がどういう意味なのかということの説明が十分でなかったということ ですか。

裁判員経験者1: どちらかというと最初の証拠だとか検察側の冒頭陳述で大体も うその辺は分かったというところですね。改めてその証人が出てこなくても十 分だったかなという感じでした。

司会者:では2番の方に伺いますが、2番の方も最初に証拠の書類の読み上げと か写真を見たりというのがあったと思いますけれども、その辺りは分かりやす かったでしょうか。

裁判員経験者2:はい。分かりやすかったです。防犯カメラの映像を流していた だきました。

司会者: こちらでも被害者の方の証人尋問が行われているようですが、その尋問 は分かりやすかったでしょうか。

裁判員経験者2:はい。

司会者:争いがある部分について、証人尋問の中でどういうところに注目してい

いのかとか、その辺りは分かりやすかったでしょうか。

裁判員経験者2:分かりやすかったです。

司会者:証人尋問の質問も分かりやすかったですか。

裁判員経験者2:はい。分かりやすかったです。

司会者:ありがとうございます。

では3番の方にお聞きしますけれども、こちらも証拠の書類の読み上げとか 写真を見たりというのが最初にあったと思いますけれども、その辺りは分かり やすかったでしょうか。

裁判員経験者3:そうですね。スライドで出していただいて、御説明いただきながら見ていましたので割と分かりやすかったです。ただ、証人尋問のところは、証人の方のおっしゃる内容がつじつまが合っていなかったり、出てこられた方同士の話に食い違いがあったりして、そんなところは気にしなくても良かったっていうことが後で分かったんですけれども、そういうところがすごく気になってしまって少し混乱しました。

司会者:聞き方自体とかそういうところはいかがでしょうか。

裁判員経験者3:聞き方は分かりやすかったと思います。割とゆっくり聞かれていたと思うので、そこは分かりやすかったと思います。

司会者:多分検察官が被害者の方を先に聞いて、それで弁護人が反対尋問という ことで聞いていたと思うんですけれども、両方とも分かりやすかったでしょう か。

裁判員経験者3:同じやりとりが何度か続いたかなっていう部分はありました。 もう既に出ている内容で同じことを何度か聞いてらっしゃるなっていうところ はありました。分かりやすくするためにそのようにされているのかな、私たち のために何度か同じやりとりをされていらっしゃるのかなっていうふうには感 じていました。

司会者: 今のは、例えば検察官が同じことを繰り返し聞いたのか、それとも検察 官が聞いたことをまた弁護人が聞いたのか、それはいかがでしょうか。 **裁判員経験者3**:検察官の方が聞かれたことをまた弁護人の方がもう一度同じことを聞いてらっしゃったような気がします。

司会者:次は、4番の方は、証拠の書類だけでしたかね。

裁判員経験者4:はい。証拠の書類とそれと検察側からの提示で、写真ですね。 そちらの提示と、それと実際に現場を再現した写真が提示されて非常に分かり やすくされていたんですけども、検察側と弁護人側で主張が異なる点につい て、よく分からなかったところがあったという記憶はあります。

司会者:被害者の方については調書を読み上げて、被告人は法廷で話をしました。そこに違いはありましたか。被害者の方の話は書面だけだったということでの支障というのは感じましたか。

裁判員経験者4:それは特には感じなかったんですけども、書類だけとか写真の 提示だけですごく分かりにくかったということは一切なかったです。

司会者:被害者の名前が,「Aさん」とか「Bさん」というふうになってましたよね。その辺りで分かりにくかったということはありましたでしょうか。

裁判員経験者4:特にございません。

司会者:では5番の方にお伺いします。5番の方は、書類だけでしたけれども、 その辺りで分かりやすかった、分かりにくかったというのはございましたか。

裁判員経験者5:裁判員裁判は凶悪犯罪を扱うということで,証拠とか画像とかを見せられたときに耐えられるかなっていうのが,結構受けるか受けないかの分岐点だったんですけれども,さっきもおっしゃられたように,いくつか扱った事件のうちの複数の事件はその警察の方が再現されたものを写真で見せてもらえたので,それは分かりやすかったです。ただ,残りの事件の方は全くそういうものがありませんでした。文章だけだと,どうしても小説を読んでるような,そんな感じがしました。

司会者: ありがとうございます。被害者の名前が「Aさん」とか「Bさん」という形で呼ばれていることは特に支障はなかったということでよろしいですか。

裁判員経験者5:はい。

司会者:あと、被告人質問が分かりやすかったかどうかについても伺っていきたいと思いますが、3番の方はその辺りいかがでしょうか。

裁判員経験者3:分かりやすかったと思います。割と素直に返答されていたので、スムーズにやりとりが出たんじゃないかなと思います。

司会者:弁護人からの質問,検察官からの質問,それぞれあったと思いますけれ ども,いずれも分かりやすかったという記憶でしょうか。

裁判員経験者3:そうですね。はい。分かりやすかったです。

司会者:ありがとうございます。

2番の方は被告人質問はどんな感じでしたか。

裁判員経験者2:分かりやすかったです。

司会者:何かこんなところをもっと聞いてほしかったとか, そういったことはありましたか。

裁判員経験者2:別にございません。

司会者:1番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者1:ある意味分かりやすかったというか、被告人側は、事実を言っているのかどうかちょっと分からないというところがあって、そういう意味では分かりにくいんですけども、逆に犯罪を犯した被告人ですのでこういう発言しかできないのかなという意味で、そういう意味で分かりやすかったです。

司会者:質問者の側の質問,何を聞きたいのかとか,何を引き出したいのかという,そこは分かったんでしょうか。

裁判員経験者1:そこは分かりましたけど、それに対して的確な回答がなされていたかどうかというと、ちょっと違ったのかなと思います。

司会者:ありがとうございます。

5番の方の事件は事件ごとに被告人質問をしたんですかね。その辺りのところは分かりやすかったでしょうか。

裁判員経験者5:勝手な想像なんですけど、弁護人の方と練習してきてるのかなっていうぐらい、聞いたことに対して全部同じような回答が返ってきて、それ

も繰り返されるぐらい、その単語とかその熟語が耳にすごく残っていたんですね。だけど検察官の方から突っ込まれるとうろたえてしまわれるような場面もあったりして、被告人にもよると思うんですけれども、ちょっと意図が見え隠れする。もちろんそういうお仕事でしょうからそうなんですけど、私たちももっと公平に見れるようにしないといけないんですけど、いかんせん、素人の身でそんなところに行ってしまったので、また次、呼ばれたときにはきちっとしようと思いました。

司会者:ありがとうございます。

4番の方は被告人に対する質問というのは分かりやすかったですか。

裁判員経験者4:はい。分かりやすかったです。罪状もはっきりとしていたので、それに対する質問、それからそれに対する答えというのも、先ほど5番の方がおっしゃられていましたけど、ちょっとうろたえるようなところがあったとしても全面的に否定することなく粛々と答えてましたので、その辺のところは全く問題は感じませんでした。

司会者:質問の意図というのは分かりやすかったという感じでしょうか。

裁判員経験者4:はい。

司会者:ありがとうございます。ちなみに4番の方,5番の方は性犯罪ということだったんですけど,その犯行の場面も被告人はしっかりと話をしていたんでしょうか。

裁判員経験者4:そうですね。私の記憶では被告人の方が話をしていたというふうに記憶をしています。

司会者:ありがとうございます。

それでは証拠調べの関係一通り伺ってきたんですけれども、検察官、弁護士、あるいは裁判官から何か御質問はありますか。

石川検察官:複数の事件があるときで、特に複数の証人がいて、そして被告人質問しなきゃならないっていうときの審理の入れ方って結構悩むときがあるんですけれども、一つの事件ごとに証人尋問をして被告人質問をやって、それで1

個事件終わる,二つ目の事件でも同じような進め方で行う方が分かりやすいんだろうなとは思ってやっているんですけど,全部の被告人質問をまとめて,二つまとめてしまった方がいいよというときもあるのか,ないのかということと,それとあと特に3番の方の事件では,一つの事件の証人尋問が恐らく別の日に分かれているんだと思うんですけど,分かりにくくなかったかというのをお聞きしたいと思います。

司会者: 3番の方の事件では、複数あるうちの一つの事件で、被害者側の証人尋問が、1人ずつ2日にわたっていたんですね。その辺りで分かりにくかったかどうかというのはありますか。

裁判員経験者3:特にそれは感じなかったです。証言がちょっと食い違うところがあったので、同じ日になっていたら、結果的に余計混乱したと思います。日にちが分かれていて整理しながら聞けたかなというふうに記憶していますので、同じ日でなくても特にそこは分かりにくいというところはなかったです。

司会者: 事件ごとに被害者の証人尋問をして、その後被告人質問をしているようですが、それは分かりやすかったかですか。

裁判員経験者3:そうですね。まとめてよりは、先ほどおっしゃったようにそれ ぞれの証人の方が発言されて、その後被告人質問があってというふうに事件ご とに入れていただく方が分かりやすいと思います。

司会者: ありがとうございます。 4番の方の事件でも、被告人質問を分けてやってましたよね。それで分かりやすかったですか。

裁判員経験者4:そうですね。特に分かりにくい部分はございませんでした。

司会者:5番の方はいかがでしょう。

裁判員経験者5:私もその辺は分けていただいて分かりやすかったです。

司会者:ありがとうございます。弁護士の方から何かありますか。

高山弁護士:弁護人としては、検察官が出してくる証人に対しては反対尋問という形で、その前に検察官が聞いていたことも踏まえてその記憶が本当に正しいのかとか、何か矛盾がないのかとか、そういうことを考えながら聞いていく場

面, それと被告人質問のようにこちら側のその主張を裁判員の皆さん, 裁判官 に分かってもらうように聞く場面があります。

先ほど割と分かりやすかったということが多かったんですが、一方で被告人質問で何かちょっと練習をしているような雰囲気もあったということでしたので、もし、もう一回振り返っていただいて、弁護人の質問の仕方でちょっと違和感を覚えたということがあれば、参考になるので、思いつくことがあったら教えていただけるとありがたいです。

さっき二つぐらい出たと思うんですが、一つは「さっき出たことをもう一回聞いている気がする。」それは確かに良くないですね。それと「練習しているように見えた。」という、これもまたちょっと興ざめになってしまいますから、それも良くないですね。それと同じような、何かございますでしょうか。

司会者: どなたでも、何かこんなことあったなというはありますか。ほかの人の話を聞いて思い出したこともあるかもしれません。いかがでしょうか。

高山弁護士: 余り皆さんが褒めていたと言っちゃうと、弁護士も研さんしないので、厳しいお言葉をいただければありがたいです。

司会者:3番の方は先ほど同じことの繰り返しがあったという御指摘がありましたけれども、練習し過ぎだとかそんなように感じられたことはなかったですか。

裁判員経験者3:私の事件は弁護人の方がお二人交互に御質問をされてらっしゃったんですけれども、その被告人がちょっと自暴自棄な感じにも見えたんです。練習というのは恐らくなかったんだと思うんですが、質問の仕方が、被告人に対して本音を引き出すように優しく聞いておられたなというふうに感じました。やはり全く被告人の方が発言されないと、私たちも、どういう人物なのかとか、どういう考えを持っていたのかっていうところが余り知ることができなかったので、そういうふうに聞いておられたっていうのは良かったなというふうに思います。

司会者:ありがとうございました。

2番の方、被告人に対する質問の仕方について、何か良かった点、悪かった 点、何か思い出すところは特にないでしょうか。

裁判員経験者2:弁護人が2人ついておられたので、聞きたいことが分からないときがありましたけど、2人の弁護人が交互に質問されていて良かったと思います。

司会者: それは何か役割分担をしている感じでしたか。

裁判員経験者2:そうでもないと思います。ただ、1人の弁護人の補足をされている感じですね。

司会者:では1番の方、何か思い出すところはありますか。

裁判員経験者1:特にはなかったですね。被告人も3番の方と同じように,余り そういう量刑を軽くしてほしいだとかそんなような感じではなかったですね。 弁護人からの質問に対しても,確か情状酌量を意図するような質問の引き出し 方だとかっていうのも特になかったような気がします。

司会者: ありがとうございます。裁判官から何か質問ありますか。

設樂裁判官: 1点だけ質問させていただきます。証拠調べに関して分かりやすかったとか、ちょっとよく分からなかったというような御意見がありました。内容を聞いていて理解ができたかできなかったかという点はあると思うんですけれども、これはどういう意味があってこういうことをやっているのかなとか、そういったことが後で皆様が評議で色々話し合われたときではなくて、証拠調べで色々書類を見たり聞いたり、証人や被告人の話を聞いているときに、これは検察官がこういうことを質問しているのは、こういう意図で聞いているのかなとか、こういう意味で大事なんだろうなとか、そういったことを意識されていたか。そういった意味で分かりやすかったか、分かりにくかったという意味でいうとどうなのかなというところをもう少しお伺いしたいと思います。

司会者:証人尋問があったという1番の方から3番の方のその辺りの御感想をお 伺いしたいと思います。

では1番の方,いかがでしょう。

裁判員経験者1:非常に分かりやすかったと思います。争点が故意にやったかど うかというところだったんですけども、それも証拠としてちゃんと判断できる ような証拠として提示されていたと思います。

司会者: 先ほどは、証拠の書類は分かりやすくて証人は余り要らなかったというような御発言があったように思います。その辺りは検察官の方でなぜ聞いているのかというのが分かるような質問になってなかった可能性もあると思うんですけれども、いかがですか。

裁判員経験者1:その証人尋問というのも特に必要なかったのかなというぐらいに、感じとしては、公判の流れとしてそういう枠が設けられてたんで、そういう証人を呼んでああいう尋問をしたっていうような印象でしかなかったんで。

司会者: 2番の方は証人尋問,質問者の方,質問者の意図が分かりやすかったかどうかはいかがでしょう。

裁判員経験者2:被害者の方の証人尋問はよく分かりました。被告人については 家族が出てこられて証人尋問されておられたのは、これは刑を軽くするためか なと考えました。

司会者: 3番の方はいかがでしょう。

裁判員経験者3:先ほど同じ質問が何度かというふうに申し上げたんですけれど も、検察官の後、弁護人がではなくて、検察官が同じことを何度か聞いておら れたので、そこは訂正します。ベテランの方ではなかったのか、ちょっとバタ バタしている感じがありました。

司会者:ありがとうございます。

(休憩)

司会者:では後半を始めたいと思います。

恐らく証拠調べが終わった段階になりますと,裁判員と裁判官,そして裁判 員の方同士,結構気心も知れてきて緊張も解けてくることが多いかなとは思い ますけれども、途中の休憩のとり方とかその辺りはどんな感じだったでしょうか。ちょうど良かったか、短かったか、長かったか。5番の方、どんな感じでしたでしょうか。

裁判員経験者5:ほぼ完璧に近いぐらい良くしていただきました。逆に裁判の内容は難しかったですけど、雰囲気がすごく良かったので頑張って毎日通いました。

司会者:ありがとうございます。4番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者4:全く同感です。

司会者:ありがとうございます。3番の方はいかがでしたか。

裁判員経験者3:色々お声かけいただいて、ちょっと雑談なんかもしていただいて、結構緊張していたんですけど大丈夫でした。

司会者:ありがとうございます。2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者2:お昼御飯を皆同じように頼んで、なごやかにできました。

司会者:ありがとうございます。1番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 1:非常に雰囲気良くすることができました。最初にスケジュール を提示いただいたときに、休廷というのが結構あるなと、この休廷というのが 休憩かと思ってたんですけど全然違うというのが分かって、そういう意味では いい時間配分でできていたのかなと思っています。

司会者:ありがとうございます。

では証拠調べが終わって最後の方ですね。検察官の論告,弁護人の弁論があったと思いますが,これは今までの証拠調べを踏まえて事実についての見方,検察官でいったらこういう事実があったはずだと,証明できているはずだという意見,弁護人でいうとそういう証明はできてないというような意見があったと思います。あるいは無罪主張でなければ刑についての意見,こういうのも双方から出てたと思いますけれども,その辺りが分かりやすかったかどうかです。

では5番の方、まず論告が分かりやすかったかどうか、いかがでしょうか。

裁判員経験者5:やっぱり最後の方だったので、分かったとは言いがたいですけど、大分分かっていたんだと思います。分かりやすかったと思います。

司会者: 4番の方, いかがですか。

裁判員経験者4:検察官がお二人いらっしゃったんですけども、論告については分かりやすくて、これはそれを聞いたときにやはり理路整然と説明されていて、それから弁護人の方はそれに対してお答えをされていて、自分の中では、それはかなりギャップがあるということも正直なところそのときは感じました。検察側の論告と弁護側との差というのがあるなとは、当然といえば当然なんですけど。

司会者: これも論告は比較的短い,一枚紙でしたね。弁論は比較的長い文章になっていましたけど,その辺りは冒頭陳述同様ですけれども,どちらがいいというような御意見はありますか。

裁判員経験者4:そうですね。やはり弁護人の方というのは、事件の事実の裏側の部分も結構書いておられるので、私だけなのかもしれないですけども、割と、ああなるほどと思ってしまう部分があり、情状酌量というか色々な事情があるんだなと思いました。双方の落差というか求刑の状況が違っていたというのが僕はすごく印象に残っています。

司会者:弁論は考える材料を提供してくれたという感じでしたか。

裁判員経験者4:そうですね。

司会者: ありがとうございます。 5番の方に戻りますけど、 4番の方の意見も聞いた上で論告と弁論が分かりやすかったかどうか、改めていかがでしょうか。

裁判員経験者5:この紙一つ見ても、検察側と弁護側とは全然違うなと思って、 やっぱり弁護側の方になりますとどうしても少しでも刑を軽くしようというと ころがあるので、そのために、弁護側で主張されたことについても、本当にそ うなのかな、作られたものじゃないのかなっていう気持ちもありました。

司会者:ありがとうございます。

では今度、強盗致傷に関して1番の方、この事件は争点もありましたけれど

も、まず論告について、分かりやすかったのか、もう少し工夫したらという点があったかどうか、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1:論告については非常に分かりやすく,争点もはっきりしていますし,それに対する事実関係もちゃんと整然と記されておりまして非常に分かりやすかったと思います。

司会者:では弁護人の弁論はどうだったでしょうか。

裁判員経験者1:そうですね。弁護なのでしょうがないのかなと思ってるんです けど、ちょっと違うなという感じはしました。

司会者:文章の体裁とか、そういうものについてはいかがですか。

裁判員経験者1: どちらかというと文章よりは論告のようにまとめられている方が分かりやすいと思います。

司会者:ありがとうございます。

2番の方の事件では、少し争いになっている点もあったりして、その点を踏まえた論告、弁論だったと思うんですけれども、まず検察官の論告は、分かりやすかったでしょうか。

裁判員経験者2:はい。分かりやすかったです。検察官の論告でも弁護人の弁論でも、争点について、それぞれの主張をされておられました。それをもって私たちが評議をしたというふうに思ってます。

司会者: その評議をする材料として使いやすいものだったでしょうか。

裁判員経験者2:はい。

司会者:この事件でも割と検察官の方が短めであるのに対して、弁護人の方は少し長い内容でしたけれども、その辺りで長すぎる、短すぎるということはありましたか。

裁判員経験者2:それは感じませんでした。

司会者:3番の方はいかがでしたか。まず検察官の論告が分かりやすかったかどうかですが。

裁判員経験者3:冒頭陳述と同じく,事実が箇条書きで書かれていて分かりやす

かったです。

司会者:では弁護人の方はいかがでしたか。

裁判員経験者3:色々な事情とか、背景の部分とか、そういったところは、私たちも深く考えたいところですので、弁護人の弁論は、長い文章でしたが、内容はまとまっていましたし、争点である量刑を、どういうふうに判断するかというところですごく参考になりました。

司会者: ありがとうございます。ではこの論告、弁論についての当事者の、まず 検察官の方から何か質問ありますか。

石川検察官:可能であればなんですが、求刑の説明って、結構検察官は苦労するんですね。同種の事例でどのくらいの量刑だとか説明したり、事案によってはしなかったりするんですけど、求刑についての検察官の説明はどこまで役に立っているのかとか、こういうところの説明してほしかったとか、あるいは言い過ぎだとか、何か意見があれば教えていただきたいと思います。

司会者:では、4番の方の事件では、論告を見る限りは、求刑がなぜこの年数なのかというところをそれほど書いていないんですけれども、この辺り何か説得的な説明がありましたでしょうか。

裁判員経験者4:評議しているときに裁判長から量刑の傾向という説明があって、こういうことに関してはこれぐらいの刑が科されることがありますというようなものも見せていただきながら説明していただいて、理解したという記憶があります。

司会者: 今のは裁判官から量刑の傾向に関するグラフみたいものを見せてもらったということですか。

裁判員経験者4:そうです。

司会者:検察官が求刑をした段階で、検察官の求刑が、なぜこの年数なのかというところの説明としてはどうだったんですか。

裁判員経験者4:その辺りは私の方はちょっと失念しているのか,余り具体的に 説明を覚えておりません。 **司会者**:論告メモを見ると、法廷ではそこは余り言われなかったのかなという感じですかね。

裁判員経験者4:はい。

司会者:1番の方は、検察官の論告の中では、なぜこういう刑を求めるのかという説明が説得的にされましたでしょうか。

裁判員経験者1:余り記憶がないんです。メモには書いてはあるんですけれども、その印象というのがなくて、その後の評議の中で裁判長から受けた説明の方が印象に残っています。求刑のときに検察官から示されたというのは余り印象になかったんですけど。

司会者: 2番の方はいかがですか。検察官の求刑の理由については説得的なものはありましたか。

裁判員経験者2:説得的なものはないんですけど、この刑が下限が何年であるから、というような説明に基づいて求刑されていたと思いました。

司会者:下限がこうだからという根拠が示されていたんですね。では、3番の方の事件では、検察官からの論告で、なぜこの年数なのかということの説明があったんでしょうか。

裁判員経験者3:そうですね。同じような同種事例に基づいてこの求刑ですっている。 いうふうな説明であったかと思います。

司会者:よろしいでしょうか。

残念ながら今日お集まりの方が御経験された中では、もちろん全ての事件が そういうわけではないでしょうが、検察官の求刑の根拠というのがあまり説得 的でなかったという御感想が多かったでしょうか。

弁護士の方から何か御質問ありますか。

高山弁護士:ちょっと前の事件なので覚えておられないかもしれませんけど, 今,お手元の弁論を見返していただいて思い出していただきたいのですが,先 ほどギャップというようなお話もありましたけれども,検察官の論告で,求刑 懲役何年だとかを聞かれて,こういう事件はこのぐらいの求刑なんだとか,初 めて皆さん思ったと思うんですけど、その後に弁護人が弁論していく上で、それを聞きながら色々なことを感じられたかなとちょっと思うので、特に1番の方や4番、5番の方は検察官がそれなりに重い求刑してるところ、弁護人は執行猶予という求刑をしているということもありますので、弁論を聞きながらどういうふうな感想を持ったのかというようなことを聞かせていただけますか。

司会者:では1番の方お願いいたします。

裁判員経験者1:何か形式上のような感じしましたね。

髙山弁護士:弁護士だから言ってるんじゃないかと。

裁判員経験者 1: ええ。この被告人の生活環境が、誰も助けてくれる人がいない という状況だったんですけど、その中で何とか弁護をしてるのかなというふう にしか思えなかったです。

高山弁護士:ありがとうございます。

司会者:では4番の方お願いいたします。

裁判員経験者 4: 弁護人の方は、論告に書かれていることは認めた上で、でもこういうふうなこともあるんですよというふうなことを書かれていたと思います。私がさっき検察側と弁護側のそのギャップがあるなと述べたのは、検察側が厳しくて弁護側が優しいとか、そういうことではなくて、検察側はすごく客観的に捉えて求刑をされていて、一方で弁護人の方は色々考えられていたなと思います。裁判の中で行われたこと全てを見た上で、最終的に量刑決めるときに自分の中ですごく悩みました。

司会者:ありがとうございました。5番の方はいかがでしょう。

裁判員経験者5: とても難しい質問だと思いますけど、弁護人の方の弁論を読むと、私たちが知らない情報をいっぱいくださっているので、判決を出すに当たっての資料としてはとても分かりやすくて、とても参考になりました。やっぱりデータはデータというか、状況のデータとしてはすごく優れていて、それをいただいてありがたかったかなと思います。

ただ、やっぱり素人が感情をコントロールしながら判断していくわけですか

ら、4番の方もおっしゃられたようにギャップというのはすごく感じた場面もありました。でもこういうふうに書いていただくことによって判決に温かみを込められるというんですか、判決としては数字だけなんですけれども、その辺りも失ってはいけないなといういい勉強をさせていただいたかなと思ってます。

高山弁護士:ありがとうございます。

司会者: それでは事件の関係は一通りお話を伺いましたので、最後に守秘義務の関係について感想なり御意見なりをいただきたく思います。多分選任された当初から守秘義務というのがありますよという説明があったかと思います。また、最後全部終わったときも、評議の内容や経過そして結果については、話してはいけませんよという説明を受けておられると思います。冒頭でも5番の方がおっしゃっておられたように、経験されたこと自体は話してもらっていいんですよという御説明をさせていただいていると思うんですけれども、実際終わられた後、守秘義務があって、何か困ったとか不便だとかいうことがございますでしょうか。1番の方いかがですか。

裁判員経験者1:困ったことは全くなかったですね。やっぱり周りも聞いてこないです。やっぱり言っちゃだめだということを分かってますので。

司会者:ありがとうございます。

裁判員になった経験自体をお話しする機会はありましたか。

裁判員経験者1:それはもう言わざるを得ないんで。

司会者:ありがとうございます。2番の方は守秘義務の関係いかがでしょうか。

裁判員経験者2:いいと思います。

司会者:特に困ったりしたこともないですか。

裁判員経験者2:ありません。ただ、裁判に行ったこと等は、友達とか同期会のときに報告はしています。

司会者:そのときはどんな反応でしたか。

裁判員経験者2:私も行きたかったなと言う人もいれば,私の場合は痛ましい事

件ではなかったので、写真とかそんなものもなかったから良かったんですけど も、人によっては見たくないような写真を見ないといけないというようなこと を聞いておりましたので、そういうことを聞かれましたね。

司会者:ありがとうございます。3番の方は守秘義務の関係はいかがでしょうか。

裁判員経験者3:特に困ったことはありませんでした。

司会者:経験を聞かれることはありますか。

裁判員経験者3:はい。聞かれましたけど、多分周りの方々は、自分は選ばれることはないと思うっていう感じで、皆さん私が最初にリストに入ったときと同じような感覚なので、そこまで自分がもしなったらどうしようというような感じで聞いてこられる方はほとんどいませんでした。

司会者:ありがとうございます。4番の方は、守秘義務に関してはいかがですか。

裁判員経験者4:守秘義務に関しては困ったことは一切ありませんでした。

司会者:体験を人にお話しする機会というのはありましたか。

裁判員経験者4:そうですね。裁判員裁判が始まるまでに1週間ありましたので、どうしても言わないといけない人には言いましたけど、それ以外では特に言っていません。言った人は、裁判ってどんなふうに行われて、どういうふうに進んでいくのか知らないので、多分どう質問していいのか全く分かっておられなくて、突っ込んだ質問はしてきませんでした。例えば何か法衣は着るのかとか、テレビでやってる裁判の風景のように、ああいうドラマチックなことがあるのかとか、そういう表面的なことは聞かれます。そういう質問に対して、そういうことはないですと答えるぐらいなので、守秘義務に関して、何かこれを言いたいけど言えないということがあったとか、そんなことはなかったですし、それを聞いてくる人もいなかったですし、困ったことは一切なかったです。ただ、自分の中では、せっかく裁判員として裁判に参加したのであれば、この経験をどういう形で伝えていけばいいのか、自分の考えを伝えていいの

か、どうしたらいいのかなと考えることはあります。

司会者:ありがとうございます。5番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者5:私自身も困ったことは全くありませんでした。やっぱり候補にはなったっていう話はよく聞くけど、本当に最後までいった人がいるんだと、ちょっと宝くじに当たった人を扱うような目でよく見られていまして、何か裁判員のことを話そうとしても、相手の方が「もういいから、もういいから。」って気を遣って聞いてこられないので、ちょっともったいないなという気はしました。

やっぱり私もそうだったように、どこか遠いところで誰かがやっているという、全然身近じゃないんですね。それでもまだ大阪なんかは事件が多いので確率は高いんだっていうふうに言っても、私は関係ないからという感じで返されることも多かったんですけれども、やると人生が変わるよって、そんな大げさじゃないけれども人生が変わるよってなるべく言うようにはしているんですけれども、なかなかそれを理解していただけるっていうところまではまだいっていないです。

司会者:ありがとうございます。

それでは記者の方の質問時間を設けていますので、質問していただけますで しょうか。

司法記者:4番の方,5番の方にお伺いしたいんですが,被害者の中には同じ市民の方に被害を知られたくないと考える方がいるんじゃないかっていう議論があったことがあったんですけど,それについて性犯罪を裁判員が担当するっていうことについてどんなふうに感じられますか。やっぱり荷が重いかなって思うことがあったとか,いや全然大丈夫で,やっぱり市民がやるべきじゃないかとか,その辺りについて何かあればお聞かせ願えればと思います。

司会者:では4番の方お願いします。

裁判員経験者4:事件の経緯を知ることで感じたこともあり、いいとか悪いとか、好きとか嫌いとかということではなくて、必要性があるなというふうには

感じました。それがまず第一の自分の中での感想ですね。

司会者:5番の方はいかがですか。

裁判員経験者5:最初ざっくりと説明を受けたんですが、一切被害者の方のお名前も分からないですし、私たちが被害者にたどり着くことは一切なかったです。そういう事件を裁判員で裁くのはどうかっていう意見もありますけれども、痴漢から始まって強姦まで幅を広げてみると、やっぱりそういうわいせつな事件というのはものすごくあると思うんですね。表にも出ていないものも、ものすごくいっぱいあると思うんです。だからこそ、こういう裁判員、一般の人の意見を入れて裁判を行っていくっていうのはすごく大事じゃないかなって思います。私自身も親としての感情もあります。でもそれが入るから裁判員裁判じゃないかなと思う一面もありますので、性犯罪だから隠して裁かないっていうことではなくて、被害者のプライバシーはしっかり守りつつ、裁判員裁判の中で裁いていくことは今後も必要だと私は思っています。

司法記者:ありがとうございます。

司会者: それでは、そろそろ時間も近づいてまいりました。本日は非常に率直な御意見たくさんいただきまして、私たちが今後改善しなければいけない点も幾つも出てきました。あるいは今回御経験されたことをさらに伝えていきたいという思いもいただきまして大変ありがたく思っております。裁判員を担当される機会は当分ないかもしれませんけれども、今後とも色々な機会に人に聞かれたら裁判員を経験したこともお話しいただければ大変ありがたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以上